

瑞穂町行政評価委員会 第1回補助金等審査分科会 次第

日時 平成21年1月23日(金)
午前9時00分~
場所 役場3階 議会委員会室

1 開会

2 議題

(1) 正副分科会長の互選

分科会長

副分科会長

(2) 補助金等審査

(審査事項)

20 審査-2 瑞穂町文化財保存事業費補助事業について

20 審査-3 瑞穂町高齢者等住宅用火災警報器購入費補助事業について

20 審査-4 瑞穂町心身障害者世帯等下水道使用料助成事業について

20 審査-5 瑞穂町住宅改修等補助事業について

20 審査-6 瑞穂町中小企業信用保証料補助事業について

(報告事項)

20 報告-1 瑞穂町家具転倒防止器具助成事業について

(3) その他

資料 (事前配布資料)

資料1 : 瑞穂町行政評価委員会施行規則

資料2 : 行政評価委員会第1回補助金等審査分科会 審査・報告事項一覧

資料3 - 1 : 瑞穂町文化財保存事業費補助事業に係る審査書

資料3 - 2 : 指定文化財一覧

資料4 - 1 : 瑞穂町高齢者等住宅用火災警報器購入費補助事業に係る審査書

資料4 - 2 : 瑞穂町高齢者等住宅用火災警報器購入費補助事業(案)

資料5 : 瑞穂町心身障害者世帯等下水道使用料助成事業に係る審査書

資料6 : 瑞穂町住宅改修等補助事業に係る審査書

資料7 : 瑞穂町中小企業信用保証料補助事業に係る審査書

資料8 : 瑞穂町家具転倒防止器具助成事業に係る審査書

資料 (当日配付資料)

資料9 : 瑞穂町行政評価委員会補助金等審査分科会委員及び審査参与職員名簿

瑞穂町行政評価委員会条例施行規則

平成20年12月25日
規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂町行政評価委員会条例（平成20年条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(分科会の設置)

第2条 条例第8条の規定により次に掲げる分科会を置く。

- (1) 行政改革推進分科会
- (2) 補助金等審査分科会

(分科会の所掌事項)

第3条 行政改革推進分科会は、瑞穂町行政評価委員会（以下「委員会」という。）の付託を受けて、行政改革の推進について必要な調査又は検討を行う。

2 補助金等審査分科会は、委員会の付託を受けて、町が交付する補助金等の適正化について必要な調査又は検討を行う。

(分科会の委員)

第4条 委員会の委員は、少なくとも1つの分科会の委員となるものとする。

2 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

4 副分科会長は、会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部長の補助金等審査分科会への出席)

第5条 補助金等審査分科会は、円滑な審査に資するため、条例第7条の規定により、部長（瑞穂町組織規則（平成20年規則第9号）第4条に規定する部長及び瑞穂町教育委員会事務局処務規則（平成4年教育委員会規則第3号）第3条第1項に規定する部長をいう。以下「部長」という。）の出席を求めるものとする。

2 部長は、分科会が調査し、又は検討する事案について意見を述べることができる。

(分科会の会議)

第6条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

4 補助金等審査分科会の会議において、部長は前項の議決に加わることができない。

5 分科会は、公開するものとする。ただし、個人情報の保護のために分科会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第7条 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、企画総務部企画財政課において処理する。

附 則

この規則は、平成20年12月26日から施行する。

行政評価委員会 第 1 回補助金等審査分科会 審査・報告事項一覧

平成 2 1 年 1 月 2 3 日 (金)

1 審査事項 (5 件)

番号	担当部署	補助金等名称	資料番号	備 考
20 審査-2	教育部 社会教育課	瑞穂町文化財保存事業費補助事業	3 - 1 3 - 2	
20 審査-3	福祉保健部 福祉課・高齢者福祉課	瑞穂町高齢者等住宅用火災警報器購入費補助事業	4 - 1 4 - 2	
20 審査-4	福祉保健部 福祉課・高齢者福祉課	瑞穂町心身障害者世帯等下水道使用料助成事業	5	
20 審査-5	産業建設部 産業振興課	瑞穂町住宅改修等補助事業	6	
20 審査-6	産業建設部 産業振興課	瑞穂町中小企業信用保証料補助事業の平成 2 1 年度継続実施	7	平成 2 0 年度実施分は、平成 2 0 年 1 2 月 1 1 日に審査済み

2 報告事項 (1 件)

資料番号	担当課	補助金等名称	資料番号	備 考
20 報告-1	住民生活部 地域振興課	瑞穂町家具転倒防止器具助成事業	8	町村会・市長会事業 平成 2 1 年度創設

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町文化財保存事業費補助事業		
提出課	教育部 社会教育課 社会教育係郷土資料館担当		
担当者名	鳥海 清		
補助対象	別添「指定文化財一覧」のとおり		
規約等の有無	有(名称 瑞穂町文化財保存事業費補助金交付要綱(案))		
主な活動実績(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること。)			
過去の実績			
事業名	町指定文化財火災報知機維持費補助(経常的)		
対象文化財	御嶽神社本殿、吉野岳地藏堂、福正寺観音堂		
内容等	通常点検・消火器詰替え		
事業名	東京都指定有形文化財等の保存修理(平成2年度)		
対象文化財	紙本着色観心十界図(円福寺)		
内容等	収支決算書		
	収入		支出
都補助金	6,858,000 円	人件費	5,060,000 円
町補助金	857,000 円	諸資材費	2,300,000 円
自己負担金	857,690 円	共通経費	883,000 円
合計	8,572,690 円	運搬費	80,000 円
		消費税	249,690 円
		合計	8,572,690 円
補助対象事業概要(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること。)			
<p>従来の「瑞穂町文化財等保存事業補助金交付要綱」を全部改正し、文化財保護法及び東京都文化財保護条例又は瑞穂町文化財保護条例の規定により指定を受けた文化財の所有者等が、要綱に定める事業(下記の『事業内容』を参照)を実施したことに対し、町がその経費の一部を補助することで、町民が郷土を大切に思う心を育み、郷土史に対する認識を高めるなど、文化の向上に努めるものです。</p> <p>交付の対象となる文化財は、別添「指定文化財一覧」のとおりです。</p> <p>(事業内容)</p> <p>瑞穂町「指定文化財」を所有者等が、修理、防災設備の設置、伝承者の養成、必要な道具の補修、伝承施設の整備等の事業をする場合に、その年度の予算の範囲内で100分の50を補助するものです。その限度額は、指定有形文化財、指定有形民俗文化財等の事業に対し500万円、指定無形文化財の事業に関しては100万円までとします。ただし、火災報知機の維持に要する経費については、全額補助とします。</p> <p>(対象者)</p> <p>補助金の対象者は、指定文化財の所有者、管理責任者、保持者又は保持団体を対象とします。</p>			

補助の必要性（補助することで期待される行政効果）

瑞穂町にある指定文化財の中には、老朽化が進み、修復が必要となっているものもあり、その保存、修復等が急務となっている状況にあります。これまでも、所有者等に対し勧告等を実施しましたが、具体的な実施までには及びませんでした。要綱を改正することにより、町の貴重な文化財を後世に継承し、町が率先してその保存をし、町民が郷土を大切に思う心を育み、文化の向上に努めるものです。

事業目標（具体的な数値目標等）

要綱を改正し、指定文化財の保存事業のための制度を整備します。
指定文化財の所有者等に適切な管理を促すとともに、町の貴重な文化財を後世に継承し、町民が郷土を大切に思う心を育み、文化の向上に努めるものです。

収支管理体制（団体等において、補助金の収支をどのように管理するのか、具体的に記入すること。）

その他

[指定文化財一覧]

	名称 / 種別	指定年月日	所在地(伝承地)	所有(管理・伝承)者
1	紙本着色観心十界図 有形民俗文化財	平成元年3月24日 東京都指定	瑞穂町箱根ヶ崎 132	円福寺
2	福正寺観音堂 有形文化財	昭和48年3月20日 瑞穂町指定	殿ヶ谷 1129	福正寺
3	中興開山月叟壽像 有形文化財	昭和48年3月20日 瑞穂町指定	殿ヶ谷 1129	福正寺
4	阿弥陀如来像 有形文化財	昭和48年3月20日 瑞穂町指定	石畑 1708	石畑財産管理委員会
5	御嶽神社本殿 有形文化財	昭和48年3月20日 瑞穂町指定	石畑 1848	御嶽神社
6	吉野岳地藏堂 有形文化財	昭和52年5月28日 瑞穂町指定	石畑 1805 - 1	石畑財産管理委員会
7	古文書 有形文化財	昭和48年3月20日 瑞穂町指定	長岡長谷部	長谷部(幸)家
8	古文書 有形文化財	昭和48年3月20日 瑞穂町指定	長岡長谷部	長谷部(良)家
9	古文書 有形文化財	昭和48年3月20日 瑞穂町指定	駒形富士山	栗原家
10	古文書 有形文化財	昭和48年3月20日 瑞穂町指定	長岡長谷部	清水家
11	古文書 有形文化財	昭和48年3月20日 瑞穂町指定	箱根ヶ崎	村山家
12	加藤塚 史跡	昭和48年3月20日 瑞穂町指定	箱根ヶ崎 315	加藤神社
13	御嶽神社の櫨 天然記念物	昭和48年3月20日 瑞穂町指定	石畑 1848	御嶽神社
14	神明神社の櫨 天然記念物	昭和48年3月20日 瑞穂町指定	石畑 1773	神明神社
15	福正寺多羅葉樹 天然記念物	昭和48年3月20日 瑞穂町指定	殿ヶ谷 1129	福正寺
16	浅間神社の檜 天然記念物	昭和48年3月20日 瑞穂町指定	箱根ヶ崎 2598	浅間神社
17	五輪様のかきの木 天然記念物	昭和52年5月28日 瑞穂町指定	駒形富士山 376	細淵家
18	石畑重松囃子 無形民俗文化財	昭和48年3月20日 瑞穂町指定	石畑	石畑重松囃子保存会
19	箱根ヶ崎獅子舞 無形民俗文化財	昭和48年3月20日 瑞穂町指定	箱根ヶ崎	箱根ヶ崎獅子舞保存会
20	殿ヶ谷の山車 有形民俗文化財	平成18年7月6日 瑞穂町指定	殿ヶ谷 1304 - 2	殿ヶ谷有財産管理委員会
21	石畑の山車 有形民俗文化財	平成18年7月6日 瑞穂町指定	石畑 1848	石畑自治会

18、 19は、瑞穂町地域づくり補助金の対象

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町高齢者等住宅用火災警報器購入費補助事業
提出課	福祉保健部福祉課障害福祉係、高齢者福祉課高齢者福祉係
担当者名	福祉課障害福祉係 石川、高齢者福祉課高齢者福祉係 古川
補助対象	<p>町内在住の当該年度市町村民税が非課税の世帯のうち、次に該当するものを対象とします。</p> <p>1 対象世帯…いずれかに該当する世帯</p> <p>(1) 65歳以上の高齢者のみの世帯</p> <p>(2) 生活保護を受けている世帯</p> <p>(3) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方がいる世帯</p> <p>(4) 東京都愛の手帳1度又は2度の交付を受けている方がいる世帯</p> <p>(5) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯</p> <p>(6) 中国残留邦人支援給付を受けている世帯</p> <p>2 対象住宅…いずれにも該当する住宅</p> <p>(1) 借家でないこと</p> <p>(2) 平成16年10月1日以降に新築又は改築した住宅でないこと</p> <p>(3) スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を備えた住宅でないこと</p> <p>(4) 住宅内の各居室、台所、階段のすべてに住宅用火災警報器が設置された住宅でないこと</p>
規約等の有無	(有) 名称 瑞穂町高齢者等住宅用火災警報器購入費補助金交付要綱) 無
補助対象事業概要	<p>(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること。)</p> <p>火災から高齢者及び障がい者等を守る火災予防対策として、住宅用火災警報器を購入する高齢者世帯等に補助金を交付することにより、既存住宅における住宅用火災警報器の設置義務拡大に伴う費用負担の軽減、また住民の生命及び財産を火災から守ることから住民生活の安全安心を高め、福祉の向上を図ります。</p> <p>住宅用火災警報器の購入経費又は取付費(業者に取付けを依頼する場合に限るものとし、住宅用火災警報器の購入と合わせて依頼する場合は、購入費用を含む。)のうち、7千円を上限に1世帯1回に限り補助するものです。また購入経費等が7千円に満たない場合はその経費を補助します。</p> <p>平成21年4月1日より補助事業を開始し、平成22年3月31日をもって事業を完了します。</p>

補助の必要性（補助することで期待される行政効果）

平成16年3月31日の東京都火災予防条例の改正により、新築住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化され、既存の住宅にも平成22年4月1日から設置が義務づけられることから、既存住宅に居住している高齢者世帯等を対象に住宅用火災警報器の設置費用負担の軽減を図ります。また住宅用火災警報器の設置を推進することにより対象住民の生命及び財産を火災から守り、住民生活の安全安心を高め、福祉の向上を図ります。

事業目標（具体的な数値目標等）

障がい者等世帯

203世帯 × 7,000円 = 1,421,000円

高齢者世帯

502世帯 × 7,000円 = 3,514,000円

計 705世帯 4,935,000円

収支管理体制（団体等において、補助金の収支をどのように管理するのか、具体的に記入すること。）

対象世帯からの補助申請提出の際に、領収書の原本（住宅用火災警報器の購入又は取付け費用を支払ったもの）の添付を義務付けます。

その他

近隣市町村同様事業実施状況

（実施）あきる野市、日の出町、奥多摩町、檜原村、立川市、武蔵村山市

（実施に向けて検討）青梅市

（未実施）福生市、羽村市

瑞穂町高齢者等住宅用火災警報器購入費補助事業（案）

平成16年3月31日の東京都火災予防条例の改正により、新築住宅への住宅火災警報器の設置が義務化され、既存の住宅にも平成22年4月1日から設置が義務づけられることから、次のいずれかに該当する既存住宅に居住している世帯を対象に、住宅用火災警報器を設置するために購入した費用の一部を補助します。



補助内容

住宅用火災警報器の購入経費、又は取付費（業者に取付けを依頼する場合に限るものとし、住宅用火災警報器の購入と合わせて依頼する場合は、購入費用を含む。）のうち、7千円を上限に1世帯1回に限り補助します。購入経費等が7千円に満たない場合はその経費を補助します。

対象世帯

町内在住で平成21年度市町村民税が非課税の世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯

- (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯
- (2) 生活保護世帯
- (3) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方がいる世帯
- (4) 東京都愛の手帳1度又は2度の交付を受けている方がいる世帯
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯
- (6) 中国残留邦人支援給付を受けている世帯

対象住宅

次のいずれにも該当する住宅

- (1) 借家でないこと
- (2) 平成16年10月1日以降に新築又は改築した住宅でないこと
- (3) スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を備えた住宅でないこと
- (4) 住宅内の各居室、台所、階段のすべてに住宅用火災警報器が設置された住宅でないこと

手続きに必要なもの

印鑑、領収書の原本（警報器の購入又は取付け費用を支払ったもの）

問い合わせ先

- | | |
|--------------------------------|---------------|
| (障がい者等世帯) 瑞穂町役場福祉保健部福祉課障害福祉係 | 557-0574 (直通) |
| (高齢者世帯) 瑞穂町役場福祉保健部高齢者福祉課高齢者福祉係 | 557-7623 (直通) |

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町心身障害者世帯等下水道使用料助成事業
提出課	福祉保健部福祉課 障害福祉係、 高齢者福祉課 高齢者福祉係
担当者名	福祉課障害福祉係 石川 、 高齢者福祉課高齢者福祉係 古川
補助対象	<p>町内在住の当該年度市町村民税が非課税の世帯のうち、次に該当するものを対象とします。ただし、瑞穂町下水道条例により、使用料の減免を受けている世帯を除きます。</p> <p>1 対象世帯・・・いずれかに該当する世帯</p> <p>(1) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方がいる世帯</p> <p>(2) 東京都愛の手帳1度又は2度の交付を受けている方がいる世帯</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯</p> <p>(4) 75歳以上の高齢者のみの世帯</p> <p>(5) 中国残留邦人支援給付を受けている世帯</p>
規約等の有無	(有) 名称 瑞穂町心身障害者世帯等下水道使用料助成要綱(案)
補助対象事業概要	(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること。)
	<p>この事業は、心身障がい者世帯、精神障がい者世帯及び高齢者世帯(以下「対象者世帯」という。)に対し、下水道使用料の基本料金相当額を助成することにより、対象者世帯の経済的負担を軽減し、もって福祉の増進を図ることを目的にしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額 対象者世帯の下水道使用料の基本料金に相当する額 ・助成期間 助成の申請をした日の属する月から助成要件が消滅した日の属する月まで ・助成金の交付 9月及び翌年3月に支払うものとします。 ・決定の取消し 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたもの及び資格要件に該当しなくなったときは、期限を定めて返還を命じます。

補助の必要性 (補助することで期待される行政効果)

平成18年度より障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、障害者自立支援法が施行され、障がいの種別に関わらず障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するためのしくみを一元化し、施設、事業が再編されました。福祉サービスを受けるには1割の個人負担と所得に応じた月額負担上限額が設定されました。低所得の方には軽減策が講じられていますが、それでも障がい者の個人負担は生活するうえで高負担となっています。

町では、下水道使用料の収納事務を東京都に委託しており、担当課では下水道料金の減免規定の改正について、都及び関係市町村で取り組んでいるところです。

福祉施策として生活弱者である対象者世帯への下水道使用料の基本料金相当額を助成し、経済的負担を軽減するものです。

事業目標 (具体的な数値目標等)

障がい者等世帯

203 世帯 × 530 円/月 × 12 ヶ月 = 1,291,080 円

高齢者世帯

277 世帯 × 530 円/月 × 12 ヶ月 = 1,761,720 円

計 480 世帯

3,052,800 円

収支管理体制 (団体等において、補助金の収支をどのように管理するのか、具体的に記入すること。)

そ の 他

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町住宅改修等補助事業
提出課	産業振興課 商工係
担当者名	明石 誠一
補助対象	<p>1 資格</p> <p>(1) 町内に住所があり、申請日現在居住し引き続き居住する方</p> <p>(2) 申請日現在において町税を滞納していないこと</p> <p>(3) 過去において、同様の補助を受けていない方</p> <p>2 補助対象</p> <p>(1) 個人住宅の改修工事</p> <p>(2) 併用住宅における個人住宅部分の改修工事</p> <p>(3) 集合住宅における個人住宅部分の改修工事</p> <p>(4) バリアフリー対応型改修工事及び通路面の変更 (通路面とは、住宅の玄関から道路に至る日常生活で通行する敷地部分を対象とする。)</p>
規約等の有無	(有) (名称 瑞穂町住宅改修等補助金交付要綱) 無
補助対象事業概要	<p>(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること。)</p> <p>瑞穂町内において個人住宅の改修工事等を町内の施工業者を利用して行った者にその経費の一部を補助することにより、住環境の向上を図るとともに、不況対策・雇用対策として地域経済の振興を図ることを目的とします。</p> <p>実施期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日(1年間)</p> <p>対象者 瑞穂町民</p> <p>施工業者 町内に事務所を有する法人又は個人事業主</p>
補助の必要性	<p>(補助することで期待される行政効果)</p> <p>今回の不況の原因は、金融不安や原油と原材料の高騰が日本経済に打撃を与えています。最も深刻なしわ寄せを受けているのが中小企業者であり、町商工会から町へ要望書が提出されています。「住宅改修等補助金制度」を実施することにより、町民の快適な住環境整備と町内の建築関係業界の振興を図り、経営の安定、強化を図ることができます。また、経営が安定することにより、雇用の促進や税収の安定を図ることができます。</p>

事業目標（具体的な数値目標等）

平成21年度予算計上

補助件数 50件分

補助内容 改修工事に要した経費の100分の10に相当する額

限度額 100,000円

補助総額 5,000,000円

収支管理体制（団体等において、補助金の収支をどのように管理するのか、具体的に記入すること。）

その他

住宅リフォーム実績報告(平成14年度～平成18年度)

1 実績

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	5か年度分の計 (執行率のみ平均)
予 算(円)	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	4,500,000	24,500,000
補 助 金 額 実 績(円)	4,871,000	4,565,000	4,311,000	4,753,000	4,241,000	22,741,000
件 数(件)	88	88	80	84	62	402
施工金額(円)	158,376,958	110,049,328	128,909,111	112,052,863	119,627,966	629,016,226
執 行 率(%)	97.4%	91.3%	86.2%	95.0%	94.2%	92.8%

2 工事内容の内訳

(単位:件)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	5か年度分の計
水廻り	35	32	49	39	35	190
外壁・屋根	54	47	45	52	60	258
内装	31	26	28	29	37	151
増築	3	2	1	1	1	8
合計	123	107	123	121	133	607

「1 実績」における各年度の件数と、「2 工事内容の内訳」における各年度の件数の合計は、例えば「1 実績」における1件の工事内容の内訳が、「2 工事内容の内訳」において「水廻り」1件、「外壁・屋根」1件となっている場合もあるため合致しません。

補助金等の創設に係る審査書

補預金等名称	瑞穂町中小企業信用保証料補助事業
提出課	産業建設部 産業振興課 商工係
担当者名	明石 誠一
補助対象	東京都中小企業制度融資を受けた小規模企業者(従業員が、製造業等は20人以下、卸売業・小売業・サービス業は5人以下)
規約等の有無	(有)名称 瑞穂町中小企業信用保証料補助金交付要綱)無
補助対象事業概要(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること。)	
<p>町では、平成20年10月31日から平成21年3月31日まで、瑞穂町中小企業信用保証料補助制度を実施し、国の「緊急保証制度」を利用する小規模企業者が負担する信用保証料総額の4分の1を補助する制度を緊急支援策として実施しています。</p>	
補助の必要性(補助することで期待される行政効果)	
<p>平成21年1月15日現在、町内における国の緊急保証認定件数は264件ですが、そのうち町の保証料補助制度の申請件数は82件となっており、本補助制度は、平成21年3月31日をもって終了します。</p> <p>来年度も経済情勢は、厳しい状況が続くことが予想されることから、本補助制度を利用する事業所も多く見込まれ、今後は、緊急保証認定件数の残りの182件の大半が、補助申請することと予測されます。</p> <p>よって、今年度の実績を踏まえ、来年度も緊急性を要する本補助制度の需要が多数見込まれることから、平成21年度も引き続き実施したい。</p>	
平成21年度予算計上	
町補助制度申請件数(予測)	300社
平成21年1月15日現在の平均補助額	70,634円(実績より)
補助制度予算額	21,300,000円
	(300社×71,000円)
事業目標(具体的な数値目標等)	
収支管理体制(団体等において、補助金の収支をどのように管理するのか、具体的に記入すること。)	
その他	

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町家具転倒防止器具助成事業
提出課	地域振興課交通防災係
担当者名	森田富士夫
補助対象	瑞穂町に住所があり住居に家具転倒防止器具の設置を希望する世帯
規約等の有無	有(名称) <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
瑞穂町家具転倒防止器具助成事業実施要綱の制定(現在作成中)	
<p>活動目的(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙とすること。また、設立規則等がある場合には添付すること。)</p> <p>大規模地震に対して、建物等の耐震対策の実施が強く求められるところですが、建物倒壊にいたらなくても、家財道具等の転倒により多数の死傷者の発生が危惧されていることから早急な対策が不可欠となっています。 本事業はこうした震災時の被害軽減を目的としています。</p>	
<p>主な活動実績(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること。)</p> <p>市長会主催の震災をテーマにした研修会で「本格的な住宅の耐震補強は資金がかかるが、できる範囲内で気軽にできる対策を講じよう」との声から事業が具体化されました。 実施年度は平成 21 年度～23 年度の 3 年間。</p>	
<p>補助対象事業概要(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること。)</p> <p>事業内容 事業対象者 瑞穂町に住所があり住居に家具転倒防止器具の支給を希望する世帯 (全世帯対象) 助成内容 家具転倒防止器具を配布する。 1 世帯上限 15,000 円(送料含む) 高齢者や障がい者のうち希望者へは取り付けを行う。 1 世帯上限 6,000 円 事業年度 実施年度は平成 21 年度～23 年度の 3 年間</p>	
<p>補助の必要性(補助することで期待される行政効果)</p> <p>近年、東海地震や首都直下型地震の発生が懸念されています。多摩・島しょの自治体においても、明日起こっても不思議ではないといわれている大規模地震に対して、早急にかつ広域的に共同しての震災対策が求められています。 これまでも高齢者や障害者に限り器具の取付けを行ってきましたが、防災器具の設置を広く進めることにより震災時の被害軽減が図られるため、器具助成事業を行います。</p>	

事業目標（具体的な数値目標等）

東京都区市町村振興協会基金の助成を財源とします。

瑞穂町への助成金は、21年度4,504,859円です。（22年度・23年度も同額程度）

この助成額の根拠は下記のとおりです。

（内訳）事業費 3,504,450円

器具費用（2,912,250円（194世帯分））

取付費用（595,200円（99世帯分））

事務費 997,409円

広告費（174,735円）

受付・事務費・研修経費（822,674円）

平成21年度はこの助成金を財源として、約200世帯へ器具助成を行うことを目標とします。

市長会・町村会の事業期間3年間の器具設置世帯数目標は、総世帯数の5%。

収支管理体制（団体等において、補助金の収支をどのように管理するのか、具体的に記入すること。）

その他